

別表（第6条関係）

補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率
1 地域包括ケア推進事業	1 施設当たり44万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める率 (1) 府の区域（市の区域を除く。）内にある施設の事業 4分の3以内 (2) (1)に掲げる事業以外の事業 2分の1以内
2 地域課題解消事業		役務費、需用費、委託費、使用料及び賃借料その他知事が特に必要と認める経費	
3 災害時対応力向上事業		報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費その他知事が特に必要と認める経費	
4 福祉サービス向上支援事業	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める額 (1) ハード整備事業（社会福祉施設の改修、備品の購入等の事業をいう。）500万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額 (2) (1)に掲げる事業以外の事業 250万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	工事請負費、備品購入費、報償費、旅費、需用費、委託費、使用料及び賃借料その他知事が特に必要と認める経費	2分の1以内
5 小規模法人等活動サポート事業	1 施設当たり40万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、委託費、使用料及び賃借料その他知事が特に必要と認める経費	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める率 (1) 府の区域（市の区域を除く。）内にある施設の事業 4分の3以内 (2) (1)に掲げる事業以外の事業 2分の1以内

備考 一の施設において補助対象事業の欄に掲げる1から3までの事業のうち複数の事業を実施する場合の補助基準額は、それぞれの事業に係る対象経費の実支出額の合計額と44万円とを比較していずれか少ない方の額とする。